# 市第61号議案 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部改正

### 1 趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「盛土規制法」)について、本市では令和7年4月1日からの適用を予定しており、その適用に向けて、宅地造成等規制法(以下、「旧宅造法」)を引用している複数の条例について盛土規制法を引用した適用除外の規定の追加等を行います。

## 2 条例改正の概要

## (1) 改正する条例

- ア 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例
- イ 横浜市建築基準条例
- ウ 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例
- エ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例

## (2) 改正の内容

### ア 盛土規制法の規定の追加等(対象:(1)ア、イ、エ)

各条例の「宅地造成等規制法の一部を改正する法律による改正前の宅地造成等規制法(※1)」を引用した適用除外の規定について、「宅地造成及び特定盛土等規制法」を引用した適用除外の規定(※2)を追加します。

- ※1 盛土規制法施行に合わせ、「宅地造成等規制法」から法律名称を置き換えています。(令和5年5月26日施行)
- ※2 盛土規制法では旧宅造法と比べて農地・森林・土石の堆積が規制対象へ追加されるなどの変更がありますが、各条例における条例の適用除外等の趣旨を踏まえた規定とします。

### イ 条例名の変更並びに所掌事務の改正 (対象:(1)ウ)

盛土規制法の適用により用語の定義が変更となったこと等に伴い、委員会の名称内の「造成宅地等」を「宅地造成等」へ変更し、併せて所掌事務を改正します。(名称を「横浜市<u>宅地</u>造成等災害防止対策検討委員会」に変更)

### 3 施行日

盛土規制法の適用開始日と同日(令和7年4月1日を予定)

## 【参考】

#### 1 旧宅造法と盛土規制法の規制対象と用語の定義の改正について

旧宅造法	盛土規制法
① 宅地造成	① 宅地造成(空地にするための造成)
( <u>宅地にするための造成</u> 、	② 特定盛土等( <u>宅地における造成</u> 、農地・森林等における造成)
宅地における造成)	③ 土石の堆積

### 2 条例改正の内容について(前頁2(1)ア、イ、エ)

#### ア 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例

第22条(条例の規定の適用除外)

現行	改正後
(2) <u>旧宅造法</u> に規定する許可を受けて宅地造成に 関する工事を行う場合(後退用地等を整備する	(2) <u>旧宅造法</u> に規定する許可を受けて宅地造成に関する工事を行う場合(後退用地等を整備するため
関する工事を行う場合(後述用地等を整備する ために行う工事を除く)。	で行う工事を除く)。
(新設)	(3) 盛土規制法に規定する許可を受けて <u>宅地造成及</u>
	び特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に 関する工事を行う場合(後退用地等を整備するため
	に行う工事を除く。)

改正内容:従前に適用除外の対象としていた「宅地造成」から対象範囲が変わらないように改正。

### イ 横浜市建築基準条例

第3条の2第2項ただし書き(災害危険区域内での建築物の構造の制限に対する適用除外)

現行	改正後
(3) 旧宅造法に規定する宅地造成に関する工事に	(3) 旧宅造法に規定する宅地造成に関する工事によ
より整備されている急傾斜地	り整備されている急傾斜地
(新設)	(4) 盛土規制法に規定する宅地造成及び特定盛土等
	<u>に関する工事</u> により整備されている急傾斜地 <u>(崖面</u>
	崩壊防止施設が設置されたものを除く。)

改正内容:建築物の構造の制限について、盛土規制法により整備された急傾斜地が旧宅造法と同様に適用 除外の対象となるように改正。

#### エ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例

第14条(協議地区を定める日の前に申請手続等を行っている場合の都市景観協議の適用除外)

現行	改正後
(3) <u>旧宅造法</u> の許可の申請又は協議を行っている	(3) 旧宅造法若しくは盛土規制法の許可の申請又は
場合 (成立している場合に限る。)	協議を行っている場合(成立している場合に限る。)

改正内容:旧宅造法と同様に、盛土規制法の申請手続等を行っている場合は適用除外となるよう改正。

## 3 条例改正の内容について(前頁2(1)ウ)

#### ウ 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例

	現行	改正後
名称	横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会	横浜市 宅地造成等 災害防止対策検討委員会
所掌	(新設)	盛土規制法に基づく勧告・命令等に関すること
事務	宅地造成に伴う災害を防止するための工事	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害
(抜粋)	の方法に関すること。	を防止するための工事の方法に関すること。

改正内容:委員会の名称を変更し、条例で定める委員会の所掌事務に盛土規制法に規定する宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する事項を追加。